

天然記念物とホタルの保護

—天然記念物の保存をめぐる状況とホタル保護の可能性—



熊谷市立江南文化財センター 山下祐樹

1. 天然記念物の語源

天然記念物(前述のドイツ語Naturdenkmal)の語は、1800年にドイツのフンボルト A. v. が南アメリカを旅行した際に、1本の巨大な木をさして使用したことが発端と考えられる(『新大陸の熱帯地方紀行』)。

19世紀後半、産業の進展により自然の保護が社会問題となった、イギリス、アメリカ、ドイツで天然記念物の概念が広まった。プロイセン(現在のドイツ)では郷土愛のシンボルとして天然記念物の保護が叫ばれ、1906年に「プロイセン天然記念物保護管理国立研究所」が発足した。

2. 天然記念物の最初の概念

プロイセンの同研究所の活動原則第2条によると「天然記念物とは、とくに特色ある郷土の自然物をいう。とりわけ土地の風景の一部であれ、大地の様相であれ、動植物の類であれ、その本来の場所に存在するものをいう」としている。

3. 日本での天然記念物

日本では20世紀の初め、日露戦争前後のナショナリズムの高まりと、重工業を中心とした産業の発展、それに伴う道路・鉄道などの産業基盤整備の段階での都市近郊の自然破壊が進み、ドイツの天然記念物保護運動からの影響を受け、天然記念物の概念が一般化した。

→ 普段からあった自然に対して天然記念物の概念をあてるといった意識の転換。

4. 天然記念物保護政策の始原と継承

1907年(明治40)東京帝国大学教授の三好学(植物学)は雑誌に「天然記念物保存の必要ならびにその保存策について」と題した論文を載せ、天然記念物の保存を訴えた。

三好学らの提唱は、貴族院議員徳川頼倫らの支援を得て、1911年「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」として国会に提出され、衆・貴両議院で可決された。

その後、「史蹟名勝天然記念物保存協會」が設立され、同協会が中心となった運動で世論を喚起し、1919年(大正8)に徳川頼倫ほか6人の発議による「史蹟名勝天然記念物保存法」が国会で成立し、その保護法制が整った。その後、同法は戦後において「文化財保護法」に継承され、現在に至っている。

5. 文化財とは何か

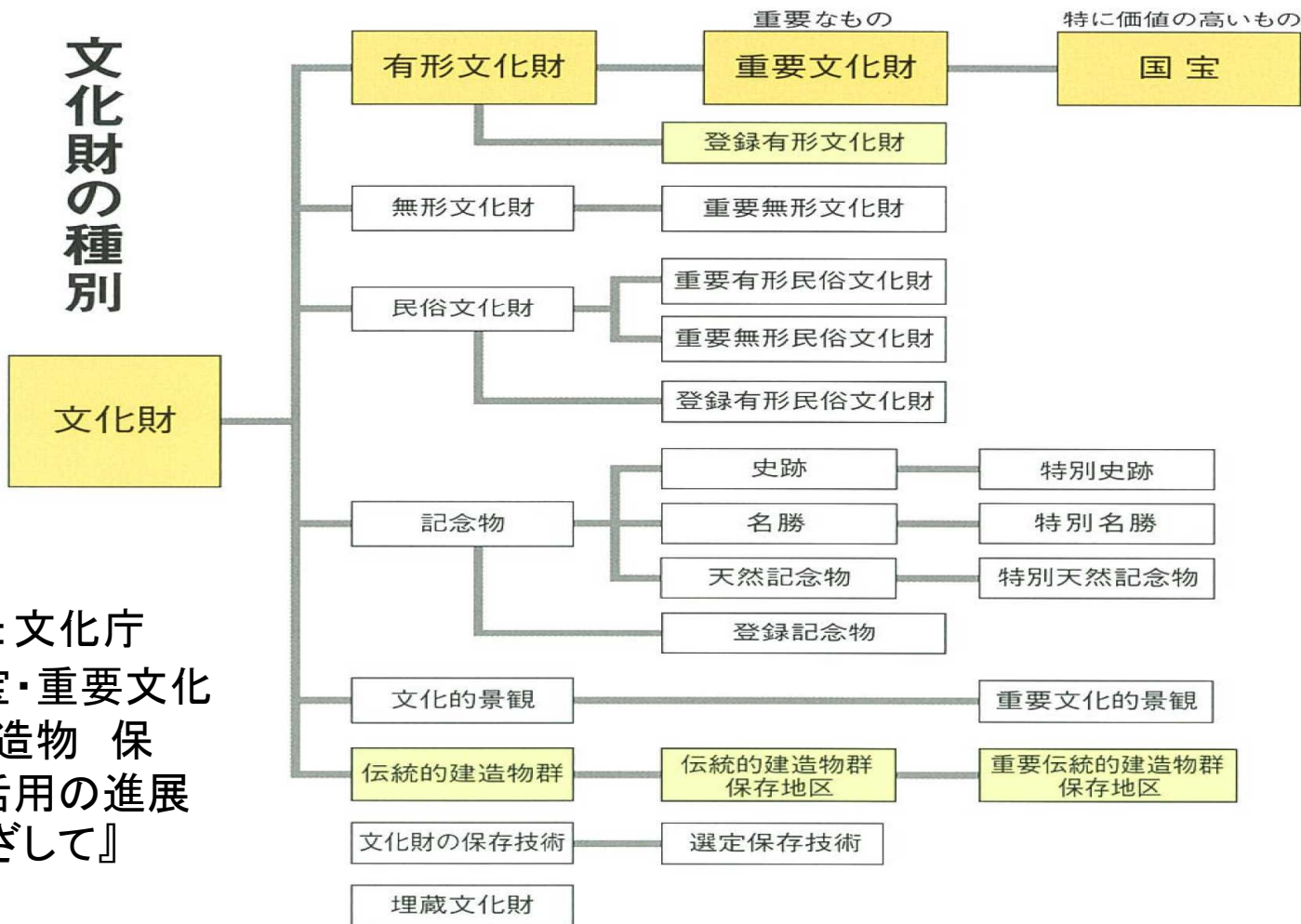
1950年制定の文化財保護法によって一般に用いられるようになった語で、cultural propertiesの訳語。同法では〈歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできない〉貴重な国民的財産と定義。

- (1) 建造物、絵画、彫刻等の〈有形文化財〉
- (2) 音楽、演劇、工芸技術等の〈無形文化財〉
- (3) 衣食住、信仰、年中行事等に関する〈民俗文化財〉
- (4) 古墳や旧宅〈記念物〉(史跡)
海岸や山岳等の景勝地や庭園〈記念物〉(名勝)
動植物の繁殖地等〈記念物〉(天然記念物)
- (5) 他に、伝統的建造物群・文化的景観・埋蔵文化財など



羽黒山のスギ並木

文化財の種別



出典:文化庁
『国宝・重要文化財建造物 保存・活用の進展をめぐって』

6. 天然記念物の指定と保護体制

指定された天然記念物については、文化財保護法第125条で、指定物件の現状の変更および保存に影響を及ぼす行為は文化庁長官の許可を要することとし、罰則も5年以下の懲役もしくは禁錮など、とこの種の文化法としては重い罰則を設けている。こうした規制のほか、保護・増殖や自然回復などの措置を講じている。都道府県、市町村の保護条例についても同法に付随する内容となっている。

7. 天然記念物の数と種別

2018年(平成30)4月1日の時点

国指定の天然記念物は1027件

(うち特別天然記念物は75件)

種類別指定件数

動物195件(うち特別天然記念物21件)

植物554件(30件)

地質鉱物255件(20件)

天然保護区域23件(4件)

動物

日本固有種で著名なものには、アマミノクロウサギ、ヤマネ、アホウドリ、メグロ、オオサンショウウオなどがあるほか、タンチョウ、コウノトリなど日本周辺に分布が限定された種別もある。

また、貴重な生物群集として、鹿児島県のツルおよびその渡来地や数か所のゲンジボタル発生地、千葉県鯛ノ浦のタイ生息地、岡山県笠岡のカブトガニ繁殖地などがある。



タンチョウ

植物

日本古来の自然を示す原始林として札幌の「円山原始林」、「藻岩原始林」、奈良の「春日山原始林」や、原始林のおもかげを残す富山県の「宮崎鹿島樹叢」のほか、長野・新潟・富山県の「白馬連山高山植物帯」、長野県の「霧ヶ峰湿原植物群落」、愛知県の「石巻山石灰岩地植物群落」などがある。

代表的な原野植物群落、海岸植生、洞穴に自生する植物群落、分布の北限や南限など生育限界を示すもの、また自然界の驚異を示す大木、奇木、珍木、並木などの指定も多い。



青島亜熱帯性植物群落(宮崎)

地質・鉱物

根尾谷断層(岐阜県)

象潟(きさかた:秋田県)

諸磯の隆起海岸など(神奈川県)

飛水峡の甌穴(おうけつ)群(岐阜県)

瀨八丁(どろはっちょう:和歌山・三重・奈良県)

清津峡(きよつきょう:新潟県)

薬師岳の圏谷(けんこく)群(富山県)

白糸ノ滝(静岡県)

秋吉台の秋芳洞(あきよしどう:山口県)

昭和新山(北海道)

エゾミカサリュウなどの標本

これら動物、植物、地質
鉱物のほかに、それらを
包括的に指定した天然
保護区域があり、長野県
の上高地、福島・群馬・
新潟県の尾瀬、北海道
の釧路湿原などが指定
されている。

8. 国指定天然記念物の ホタル生息地



- ① 沢辺ゲンジボタル発生地 - 宮城県
- ② 東和町ゲンジボタル生息地 - 宮城県
- ③ 志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地 - 長野県
- ④ 岡崎ゲンジボタル発生地 - 愛知県
- ⑤ 息長ゲンジボタル発生地 - 滋賀県
- ⑥ 長岡のゲンジボタルおよびその発生地 - 滋賀県
- ⑦ 清滝川のゲンジボタルおよびその生息地 - 京都府
- ⑧ 美郷ゲンジボタル発生地 - 徳島県
- ⑨ 山口ゲンジボタル発生地 - 山口県
- ⑩ 木屋川・音信川ゲンジボタル発生地 - 山口県
- ⑪ 船小屋ゲンジボタル発生地 - 福岡県

事例：国指定天然記念物

「美郷のホタルおよびその発生地」

指定地域：徳島県吉野川市美郷

近代化以降、農薬・河川改修・採石および乱獲の影響で、わが国のホタルは、急速に減少したが、美郷村は吉野川の支流川田川の上流に位置し、水田も少なく、カワニナやタニシなどの幼生の餌が豊富で、また、村をあげての保護運動のため、多数のゲンジボタルおよびヘイケボタルが発生している。

1970年(昭和45年)に美郷地区全体が「美郷のホタルおよびその生息地」として国の天然記念物に指定された。



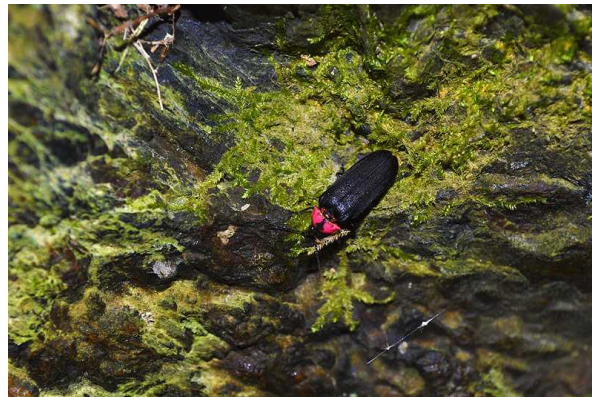
9. 熊谷市内の県指定天然記念物 「元荒川ムサシトミヨ生息地」

熊谷駅の南東部を流れる元荒川源流部は、世界で熊谷市にしか生息していない希少魚ムサシトミヨが生息している。この源流部400メートルは、平成3年に県の天然記念物に指定されている。



10. 天然記念物保護の課題

- 管理団体・保護団体の運営と継承
- 天然記念物の保護＝環境保全の制度
- 補助・支援制度は拡充される中での課題
- ホタル保護の体制づくりに向けて



終